



広報

# りしり

平成8年

3月号

No.301



第3回雪の浮島フェスティバル  
「寒いべやワッショイ！」ミスターレディーコンテスト(2月11・12日)

### ■人口と世帯■

世帯数	1,378	(±0)
人口	4,471人	(-19)
男	2,223人	(-10)
女	2,248人	(-9)

平成8年1月末日現在  
(住民基本台帳登録人口)

### ■おもな内容■

- 2～3…より快適な生活環境をめざして
- 4～5…元気で働いています～出稼者訪問～  
第3回雪の浮島フェスティバル  
「寒いべやワッショイ！」
- 6…町民交通傷害保険加入のお知らせ
- 7～12…お知らせ
- 13…わが家のアイドル
- 14…りしりの博物誌(利尻の語り②)
- 15…消防だより
- 16…戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録3月1日現在588日



# ざして

## 平成七年度 着々と進む住みよい町づくり

今年度も残すところあとわずか。町では、より快適な暮らしの環境づくりを目指し、種々の工事を急ピッチで進めています。

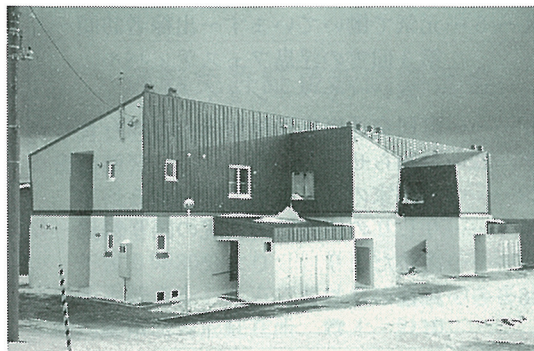
そこで、今月号では、町づくりの状況をみなさんに知っていただくため、すでに工事が完了したもののなかから、主な工事を写真で紹介いたします。



◀特定公共賃貸住宅新築工事  
(新湊団地 1棟2戸)  
平成7年10月20日完成



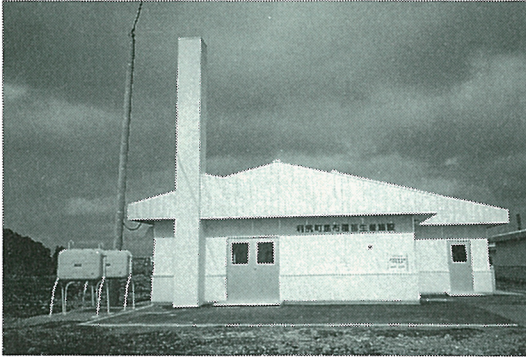
▶特定公共賃貸住宅新築工事  
若者単身者向  
(神居団地 1棟8戸)  
平成7年12月21日完成



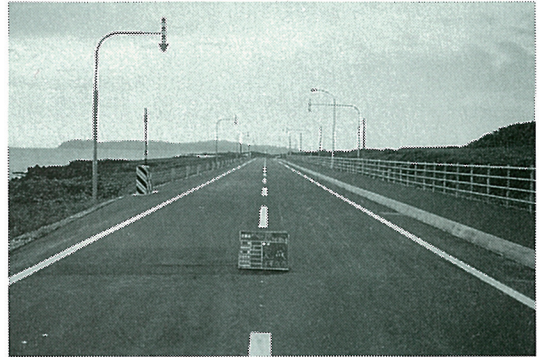
◀公営住宅・特定公共賃貸住宅新築工事  
(仙法志団地 1棟8戸)  
平成8年1月20日完成



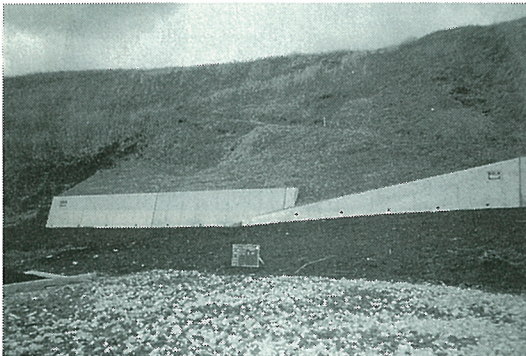
# より快適な 生活環境をめ



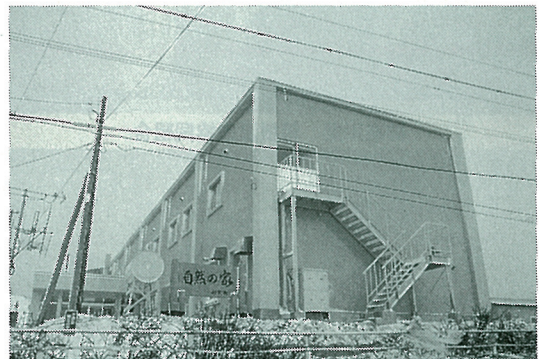
◀利尻町昆布種苗生産施設建設工事  
平成7年9月30日完成



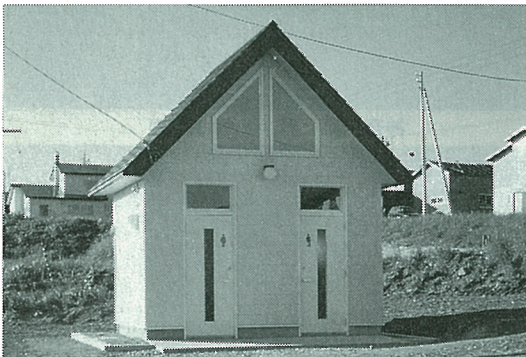
▶神居2号線特殊改良四種工事  
平成7年7月19日完成



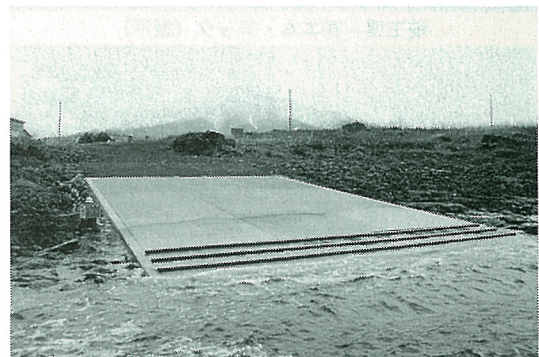
◀ワンド地先小規模治山工事  
平成7年11月13日完成



▶利尻町自然の家整備工事  
平成8年1月31日完成



◀新湊漁港トイレ新築工事  
平成7年6月8日完成



▶神居第4船揚場整備工事  
平成7年11月24日完成



# 「元気で働いています」

## 「出稼者訪問」

本年度も一月二十八日から二月四日までの八日間の日程で、田島助役と保野商工観光課長が愛知県・岐阜県・神奈川県・埼玉県・茨城県・東京都の十社十一事業所で働いている方々を訪問しました。

出稼者の皆さんは、利尻へ帰る日を楽しみにしながら、病気や怪我もなく元気で働き、又、仕事の方も確保されており事業主の方にも「まじめによく働いてくれるので、仕事も予定どおり進み大変助かっております」と喜ばれておりました。各事業所の活気に満ちあふれている皆さんをご紹介します。



愛知県 大有コンクリート工業(株)



岐阜県 坪井工務店



神奈川県 箱根温泉協同組合



神奈川県 三和工業(株)



埼玉県 (株)エム・テック(坂戸)



神奈川県 有明建設(株)



埼玉県 (株)エム・テック(加須)







茨城県 デンセツ(株)



埼玉県 (有)大進建設



東京都 (株)森本工業



東京都 アイウチ工業(株)



カラオケ大会

今年で三回目をむかえた雪の浮島フェスティバル「寒いべやワッショイ！」が二月十一日・十二日の二日間、沓形小学校グラウンドを会場に開催されました。  
十一日夜祭の会場では、メイン雪像の「桃太郎」が設置され、工藤実行委員長、糸谷町長の挨拶ではじまり、会場ではアニメの上映、ミスターレディーコンテスト、カラオケ大会が行われたほか飲食コーナーも設けられました。

## 第三回雪の浮島フェスティバル 「寒いべやワッショイ！」が開催される



雪の浮島フェスティバル会場

十二日(二日目)は「雪合戦」「鬼たいじ」「物産輪投げ」等が行われました。  
特に「雪合戦」では、各チームのし烈な戦いが繰りひろげられました。  
二日間にわたって行われたこのイベントは、多くの町民の皆さんが訪れ、寒さのなか楽しいひとときを過ごしておりました。



雪合戦



糸谷町長挨拶





「ご家族ぐるみで交通事故に備えましょう！」

# 町民交通傷害保険

申込窓口＝役場・仙法志支所

実施期間＝4月1日から（1年間）

受付期間＝3月1日から

「交通事故の補償は町民の総力で」という皆さまの声が、この町民交通傷害保険を誕生させました。

ひとりでも多く加入できるように保険料も安くなっておりますのでご家族ぐるみの加入で、交通事故に備えましょう。

◎保険料（掛金）

一人一口（年額） 三六〇円  
一人二口（年額） 七二〇円  
月額三〇円です。

◎加入者の資格

利尻町に住んでいる方（住民登録のある方）などなたでも加入できます。

町では各自治会へ加入者一人につき二〇〇円の奨励補助金を出して「町民交通傷害保険」の加入促進を図っております。

※今年も三月中旬より各地区を巡回し、加入の受付をいたします。

日程は下記のとおりです。

「町民交通傷害保険」受付事務巡回日程表

3月	対象地区	受付時間	会場
11日 (月)	栄 浜	午前9:00～10:30	栄浜自治会館
	種富町2・3	午前10:40～正午	種富町自治会館
	新 湊	午後1:10～3:00	新湊自治会館
	種富町1・富野	午後3:10～4:30	種富町1自治会館
12日 (火)	日出町 緑 町 杳形本町 富士見町・港町	午前9:00～ 午後5:00	役場1階小会議室
13日 (水)	泉 町	午前9:00～10:30	泉町自治会館
	神 居 2	午前10:40～正午	神居2自治会館
	神 居 1	午後1:10～2:30	神居1自治会館
	蘭 泊	午後2:40～4:00	蘭泊自治会館
14日 (木)	久 連	午前9:00～10:30	久連自治会館
	長 浜	午前10:40～正午	長浜自治会館
	神 磯	午後1:10～2:30	神磯自治会館
	政 泊	午後2:40～4:00	政泊自治会館
15日 (金)	元 村	午前9:00～10:30	元村自治会館
	御 崎	午前10:40～正午	御崎自治会館
	仙法志本町	午後1:10～3:00	公民館会議室



# お知らせ

二十歳になったら必ず国民年金へ加入しなければなりません。

『成人おめでとうございませう』

二十歳の誕生日を迎えた人は、国民年金へ加入することが義務づけられていますので加入手続きを行ってください。

ただし、二十歳前に就職して厚生年金又は共済組合に加入している人は、第二号被保険者として加入していますので新たな手続きの必要はありません。

**\*国民年金の保険料が変わります。**

平成八年四月から保険料が月額一、七〇〇円から二、三〇〇円に変わります。

●国民年金保険料には「前納制度」があります。

四月中に平成九年三月までの一年分をまと

めて納めると次のように割引になります。

	加料 付保	額料 定保
月額	400	12,300
前納の合計	4,680	144,040
月々納付の合計	4,800	147,600
割引額	120	3,560

## ●保険料の免除制度

保険料は国民年金の被保険者である間納付しなくてはなりません。しかし、長い年月のうちには、止むを得ぬ理由で一時期保険料を納められないことも考えられます。そこで、国民年金には保険料の免除制度があります。

### ■法定免除

第一号被保険者が次のいずれかに該当したとき、届け出ることによりその間の保険料は自動的に免除されます。

- ① 障害基礎年金・被用者年金（厚生年金等）の障害年金などの給付を受けるとき。
- ② 生活保護法による生活扶助を受けるとき

### ■申請免除

第一号被保険者が次のようなとき保険料を納めることが困難であれば、北海道知事に申請して承認を受けることで保険料は免除されます。

- ① 所得がないとき。
- ② 被保険者又はその世帯の人が生活保護法の生活扶助以外の扶助を受けているとき。
- ③ 地方税法の障害者又は寡婦で年間所得が一定額以下であるとき。
- ④ その他、特別な事情で保険料の納付が非常に困難なとき。

■学生にはこんな免除があります  
学生の場合には特別の免除基準が設けられています。

親の年間の収入、同居か別居か、国公立の学生か私立の学生かによって、保険料が免除となる親の所得の基準額が定められています。

## ●保険料免除基準額

	親と同居の場合の基準額	親と別居の場合の基準額
国公立の学生	133万円	173万円
私立の学生	191万円	231万円

※1年間の総所得（給与所得は2割軽減）から各種控除を除いた額が基準額を下回る場合には、申請により免除されます。

- 本人以外の学生数に応じた控除額  
本人以外に対象となる学生がいる場合は、その人数に応じて表の額が所得から控除されます。
- 本人以外の学生数に応じた控除額（学生1人当たり）

	同 居	別 居
国公立の学生	43万円	83万円
私立の学生	101万円	141万円

## ○国民年金の給付

基礎年金はすべての加入者に支給されます。

## ■寡婦年金

10年以上の婚姻関係があり、25年以上の加入期間がある夫が死亡した場合にその妻に60歳から65歳までの間支給されます。

老齢基礎年金は次の計算による額となります。

$$785,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた期間} + \text{保険料を免除された期間}}{40年} \times \frac{1}{3}$$

## ■障害基礎年金

国民年金に加入しているときの病やけがで障害が残った人には、障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金は、障害の状態の程度により、一級（日常生活で人の手助けが必要な重い状態）と、二級（日常生活が困難な状態）に区分されており、それぞれ支給される年金額が異なります。

## ■老齢基礎年金

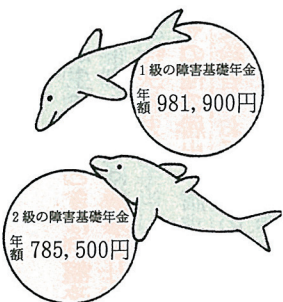
65歳になったすべての人が支給対象となります。老齢基礎年金を受けられるのは、大正15年4月2日以後に生まれた人です。大正15年4月1日以前に生まれた人は、年金制度改正前（昭和61年4月1日前）の旧年金制度の老齢年金などを受けることになります。

## 付加年金

付加保険料を納付した人を対象に支給されます。

## 死亡一時金

3年以上保険料を納めた人が年金給付を受けずに死亡した場合に支給されます。





二十歳になった若い皆さんは、スポーツや旅行などの機会が多く、事故などにも遭いやすい年代です。

国民年金の保険料を納めていないと、病気やけがに遭っても障害基礎年金が支給されません。二十歳になったら必ず国民年金に加入してください。

厚生年金加入中の病気やけがで障害が残ったときには、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。

### 遺族基礎年金

国民年金に加入中に死亡したときには、遺族に遺族基礎年金が支給され、厚生年金に加入中に死亡したときには、さらに、遺族厚生年金が支給されることになっています。

●保険料を未納のままにしておくと

国民年金は老後の生活や病気やけがで障害になったとき、家族の大黒柱に先立たれたときなどに基礎年金や障害年金・遺族年金も受けられない場合があります。

※平成七年度の国民年金保険

料の納め忘れはありませんか。保険料を納め忘れていた年金が減額されたり受けられなくなったりすることがありますので、今一度お手元の納付書をお確かめの上必ず四月中に納めましょう。

## 児童手当制度を

### ご存じですか

ご存じですか

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を助けるための制度です。

養育している人とは

どんな人ですか

ご両親などの監督・保護のもとでお子さんが生活しているときに、ご両親などを指して、養育している人といえます。

手当を受けるのは

誰になりますか

ご両親などが共に三歳未満

のお子さんを養育している場合は、お子さんの生計を維持する程度の高い者によって養育されているものとみなすこととされており、お父さんあるいはお母さんのうち、いずれかが手当の受給者となります。

手当を受けられない

場合はありますか

お子さんが施設に入っていたり、里親に預けられていたりしている場合は、養育していることにならないので、手当の支給対象から除かれています。

また、養育しているお父さんあるいはお母さんなどご本人の前年の所得が、この制度上の一定額を超える場合は支給対象に該当しないことになっていす。

どんな手続きがありますか

○認定請求書

お住まいのある市町村担当窓口で認定を受けるための請求をして下さい。

つぎに、受給者（認定を受

けた養育者）の主な手続きは次のとおりですので、遅れることのないよう届出・請求して下さい。

○現況届

毎年六月一日から六月三十日までの間に養育の状況及び前年の所得の状況について、届出して下さい。この届出に限らず、諸届出がなく二年を経過したときは、手当の支給を受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

○消滅届（住所変更届）

認定請求書

お子さんが三歳を超えたときや他の市町村に住所が変わったときは、十五日以内に前住所の市町村の担当窓口へ届出し、新住所となった市町村の担当窓口で認定の請求をして下さい。災害などの事情のある場合を除き、認定の請求が遅れると、手当の支給がとぎれる月が生じますので、ご注意ください。

○額改定届・額改定請求書

手当の対象になっているお子さんの中で、そのうちの一人が三歳を超えたとき、お子

さんが生まれたときは、額改定の届出あるいは請求をして下さい。

○その他の届出・請求書

受給者やお子さんの名前が変わったとき、受給者が会社勤めから公務員に変わったときは届出あるいは請求をして下さい。

◎手当の額・支給月

(月額)

第一子・第二子 五千元

第三子以降 一万元

(支給月)

二月・六月・十月(各期十日)に、それぞれの前月分

まで支給

※認定請求をした日の属する月の翌月から支給事由の消滅した(支給対象となった児童がいなくなったときなどの事実があった)日の属する月まで支給期間となります。

ただし、支給事由の消滅した場合、支払期月でない月であっても、支払をすることとされておりす。



## 児童扶養手当制度を ご存じですか

ご存じですか

児童扶養手当は、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等の生活の安定と自立の促進を助けるため、児童を養育している人に手当を支給することに より、児童の福祉の増進を図るための制度です。

手当を受けるのは

誰になりますか

ご両親の離婚等により（お父さんが制度上で定める障害等により）お母さんあるいはお母さん以外の方の監督・保護のもとでお母さんが生活しているときに、お母さんあるいはお母さん以外の養育している人に手当が支給されます。

いつまで手当を

受けられますか

お子さんが十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間、手当を受けるこ

とができます。そのお子さんが制度上で定める障害の状態にあるときは、二十歳の誕生日の前日までの間、手当を受けることができます。

手当を受けられない

場合がありますか

お母さんがお父さんあるいはお母さんが亡くなったことにより支給される公的年金給付などの対象になっていたり、施設に入っていたり、里親に預けられたりしている場合、又は受給者（母、又は養育者）が国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる（全額につき支給停止になっているときを除く）は、手当の支給対象から除かれています。

また、お母さんなどの養育している人の世帯の前年の収入が制度上の一定額を超える場合は、手当の一部あるいは全部を停止することとなっています。

どんな手続きがありますか

○認定請求書

お住まいのある市町村担当窓口で認定を受けるための請求をして下さい。手当の支給を受けられる状態になった日から起算して五年を経過したときは、手当の支給を受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

つぎに、受給者（認定を受けた養育者）の主な手続きは次のとおりですので、遅れることのないよう届出・請求して下さい。

○現況届

毎年八月十一日から九月十日までの間に養育の状況及び前年の所得の状況について、届出して下さい。所得の状況が制限額を超えた場合は、その年の八月から翌年の七月まで手当の一部あるいは全部が停止されます。この届出に限らず、諸届出がなく二年を経過したときは、手当の支給を受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

○資格喪失届（住所変更届等）・受給者死亡届・認定請

求書

受給者が亡くなったとき、

お子さんが受給対象年齢を超えたときや他の市町村に住所が変わったときは、十四日以内に前住所の市町村の担当窓口へ届出し、新住所となった市町村の担当窓口で認定の請求をして下さい。災害などの事情のある場合を除き、認定の請求が遅れると、手当の支給がとぎれる月が生じますので、ご注意ください。

○額改定届・額改定請求書

手当の対象になっているお子さんの中で、そのうち一人が受給対象年齢を超えたとき、新たに対象になるお子さんができたときなどは、額改定の届出あるいは請求をして下さい。

○その他の変更届出等・申請書

受給者の指定銀行口座などが変わったとき、受給者又はお子さんの名前が変わったとき、手当証書をなくしたときや手当証書を破損などして再交付を希望するときは届出あるいは請求をして下さい。

◎手当の額・支給月

（月額）

「全部支給」

一人 四一、三九〇円  
一部支給」

一人 二七、六九〇円  
※二人目五千円加算、三人目から三千円加算

（支給月）

四月・八月・十二月（各期十一日）に、それぞれの前月分まで支給

※認定請求をした日の属する月の翌月から支給事由の消滅した（支給対象となった児童がいなくなったときなどの事実があった）日の属する月まで支給期間となります。ただし、支給事由の消滅した場合は、支払期月でない月であっても、支払をすることとされており

特別児童扶養手当制度を

ご存じですか

ご存じですか

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害のある二十歳未満の児童について、児童を



養育している人に手当を支給することにより、精神や身体に障害のある児童の福祉の増進を図るための制度です。

手当を受けるのは

誰になりますか

ご両親などの監督・保護のもとでお子さんが生活しているときに、お父さんもしくはお母さんあるいはご両親に代わってお子さんを養育している人に手当が支給されます。

いつまで手当を

受けられますか

お子さんが制度上で定める障害の状態にあるときは、そのお子さんが二十歳の誕生日を迎える前日までの間、障害の程度に応じ、一級あるいは二級の手当を受けることができます。

手当を受けられない

場合はありますか

お子さんがその障害により支給される公的年金給付を受けることができたり、施設に入っていたりしている場合な

どは、手当の支給対象から除かれています。又、お父さんあるいはお母さんなどの養育している人の世帯の前年の収入が制度上の一定額を超える場合は、手当の全部を停止することとなっています。

どんな手続きがありますか

○認定請求書

お住まいのある市町村担当窓口で障害に応じた診断書等を添えて、認定を受けるための請求をして下さい。

つぎに、受給者（認定を受

けた養育者）の主な手続きは次のとおりですので、遅れることのないよう届出・請求して下さい。

○所得状況届

毎年八月十一日から九月十日までの間に養育の状況及び前年の所得の状況について、届出して下さい。所得の状況が制限額を超えた場合は、その年の八月から翌年の七月まで手当の全部が停止されます。

この届出に限らず、諸届出がなく二年を経過したときは、手当の支給を受ける権利がな

くなりまので、ご注意ください。

○有期認定診断書

制度上で定める障害の状態について、再度診断書の提出が求められ、なおかつ、期間を定めて認定されることがあります。この場合は、指定された期限までに改めて診断書を提出して下さい。診断書の提出が遅れますと手当の支給がとぎれる月が生じますので、ご注意ください。なお、再度提出された診断書の障害程度によつては、現在受けている級

の手当（一級又は二級の手当）から他の級の手当（二級又は一級の手当）に変わる

ことがあります。同様に支給対象からはずされることがあります。また、身体障害者手帳や療育手帳の写しを添えること

で、その障害にかかる診断書の提出が省略できることがありますので、ご承知下さい。

○資格喪失届（住所変更届等）・受給者死亡届・認定請求書

受給者が亡くなったとき、お子さんが受給対象年齢を超

えたときや他の市町村に住所が変わったときは、十四日以内に前住所の市町村の担当窓口

に届出し、新住所となった市町村の担当窓口で認定の請求をして下さい。災害などの事情がある場合を除き、認定の請求が遅れると、手当の支給がとぎれる月が生じますので、ご注意ください。

○額改定届・額改定請求書

手当の対象になっているお子さんの中で、そのうちの一人が受給対象年齢を超えたとき、新たに対象になるお子さんができたときなどは、額改定の届出あるいは請求をして下さい。

○その他の変更届出等・申請書

受給者の指定郵便局口座などが変わったとき、受給者又はお子さんの名前が変わった

とき、手当証書をなくしたときや手当証書を破損などして再交付を希望するときは届出

あるいは請求をして下さい。

◎手当の額・支給月（月額）

「一級」

一人につき 五〇、三五〇円

「二級」

一人につき 三三、五三〇円

（支給月）

四月・八月・十一月（各期十一日）に、それぞれの前月

分まで支給

※認定請求をした日の属する

月の翌月から支給事由の消滅

した（支給対象となった児童

がいなくなつたときなどの事

実があつた）日の属する月ま

で支給期間となります。ただ

し、支給事由の消滅した場合

は、支払期月でない月であつ

ても、支払することとされて

おります。

※詳しくは

役場民生課国民年金係

（☎四一三三四五番）

仙法志支所

（☎五一一〇二一番）

までおたずね下さい。



# 「利尻町ふるさと情報サービス事業」

町では、都会で暮らす利尻町出身者にふるさと利尻の情報を提供し、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的として「利尻町ふるさと情報サービス事業」を実施しております。

この事業は、1年分（1ヶ月に1回）の郵便料2,000円を負担していただいた希望者を会員として登録し、毎月「広報りしり」「議会だより」「観光パンフレット」等を無料で提供する事業です。

すでに会員として登録されている方、また新しく希望される方は、住所・氏名・電話番号を記載のうえ2,000円を添えていづれかの方法（郵便切手、定額小為替、現金書留）でお申込下さい。

申込み先

北海道利尻郡利尻町沓形字緑町

利尻町商工観光課広報交通係 ☎ (01638) 4-2345

※詳しくは商工観光課広報交通係へお問合せ下さい。

## 利尻町教育委員会からのお知らせ

「平成八年度町内小中学校児童・生徒就学援助に係る申請手続きについて」

平成八年度も引き続き援助事業を行いますので、就学援助を希望される場合は、入学又は在学される学校の校長、又は教育委員会学校教育係に申し込み願います。（申し込み期日は平成八年三月三十一日まで）

尚、認定にあたっては、次のいづれかに該当する者について対象となります。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいづれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免（七二条の六二、二九五条第一項、二三三条、三六七条）

ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免（八九条、九〇条）

エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収

オ 猶予（七七条）

カ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給

キ 世帯更正貸付補助金による貸付

ク (1)以外の者で、次のいづれかに該当する者

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免の行われている者

エ 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

オ 経済的理由による欠席日数が多い者



## 利尻町一般廃棄物埋立て地の閉鎖について

現在使用しております杓形（富野）、仙法志（政治）の一般廃棄物埋立て地を平成8年3月31日をもって閉鎖することになりました。4月からはごみ収集車に出されますよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

収集日に出せない方は清掃施設組合焼却場で、毎日受入れをしております。（土、日、祝祭日も休みません）

また、各自で廃棄物を持ち込みする場合は、必ず事務所に立ち寄り係員の指示にしたがってください。

なお、今後において、不法にごみ等を投棄した場合は、廃棄物処理法第16条により処罰されますのでご注意願います。

利尻町地区のごみ収集日は次のとおりです。

- |          |             |
|----------|-------------|
| ◎燃えるごみの日 | ◎燃えないごみの収集日 |
| 火、木、土曜日  | 杓形地区……水曜日   |
|          | 仙法志地区…金曜日   |

### ◎粗大ごみの収集について

粗大ごみの収集は、各地区毎に月2回と決めて収集しておりますが、冬期間（1月から3月）の収集はいたしませんのでご了承願います。

## 粗大ごみの取扱い

### 一般廃棄物最終処分場

収集や持込みのできる 主なもの	連絡により持込みのできる 主なもの	収集や持込みので きないもの
1 大型家具類 机、いす、たんす、ソファー、 テーブル、食器棚等 2 家電製品類 冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビ デオ、カラオケ類、電子レン ジ等 3 金属類 自転車、三輪車、レンジ、 ストーブ類、書庫等 ※業務用の大型冷蔵庫、洗濯機 は除外	1 金属類 バイク類 2 一般鋼材類 ドラム缶、ホームタンク （解体すること） ピアノ、オルガン類 3 漁業系廃棄物 ロープ（小さく切断する）船 外機、魚類残渣、漁網類（小 さくまとめる） 4 その他 タタミ、カーペット	1 金属類 車両部品、自動車、タイヤ等 2 一般鋼材類 鉄板類、パイプ類、鋼材、鋼 線、モーターランス等 3 建設廃材 コンクリート破片、アスファ ルト破片、ブロック、レンガ 破片等 4 その他 爆発物、危険物、その他の産 業廃棄物

◎詳細についてのお問合せは……役場民生課衛生施設係  
(☎ 4 - 2 3 4 5)

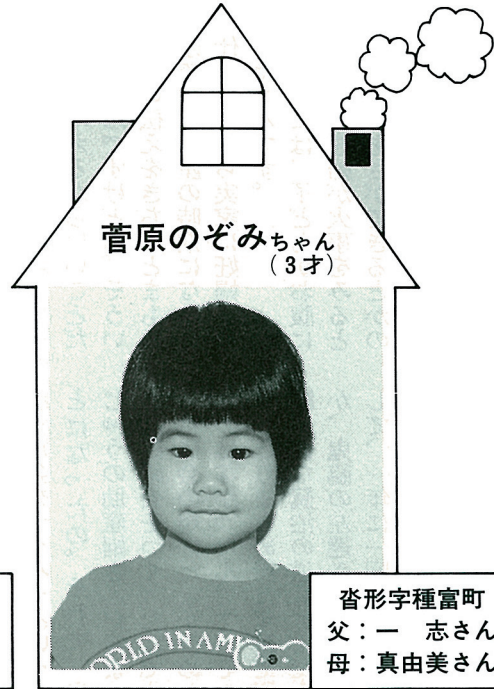
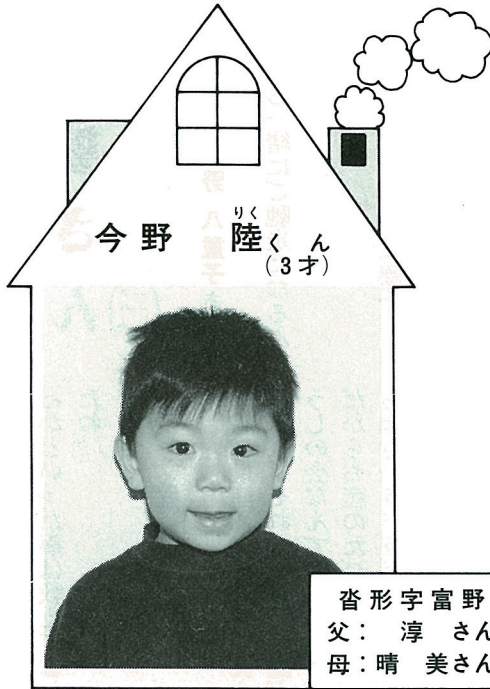
ごみ焼却処理場  
(☎ 2 - 1 2 4 2)



平成版

# わが家のアイドル

39



## 国民年金還元融資施設

国民年金保険料は将来年金を受けるための資金として積立てられています。年金資金を加入者の利益のため、有利に運用するとともに一部は生活環境等の整備を図るための資金として地方公共団体などに融資を行なっています。

利尻島国民健康保険中央病院組合もこの融資制度を活用し、利尻島国保中央病院の医療機械（一般撮影用X線装置、血液ガス分析装置）の購入資金として、還元融資されております。

平成七年度は、この医療機器の購入資金に二、一〇〇千円の融資が行なわれました。



## お七夜

お産する部屋ってのは別にきまっていなくて、その家によつて違っているんです。それでも昔の漁師の家はいくつも部屋があるわけでないからたいていは茶の間の隣の部屋が多かったですね。

昔はね、子どもが産まれてから七日間は、産んだ部屋から出られなかったものですよ。どういう理由だかはよく知りませんがね。七日目になるとようやく部屋からでることができるようになる。だからお七夜になればお祝いするのね。豪華なお祝いをすることもあればいつも通りの食事で済ませる家もあって、その家々によつて違うけれどね、その時

## 産婆さん

(三)

利尻の語り(92)

語り 牧野 八重子さん

は私も一緒にご馳走になるんです。

### 鯨場には実家に帰す

昔はね、どういうわけだか鯨場にお産するのが嫌われていたんです。私はかえつて子どもが増えるからいいことだと思っただけです。そういう言い伝えをきちんとまもる家では、お産の時期になると仕方ないから実家に妊婦を帰したもんです。

ほかには、子どもがお腹にいる時に妊婦が火事を見ると子どもにあざができるとか、いろいろいいたえなどがありましたけど、私はそんなのあまり気にしないほうでした。

それでもね、昔から伝えられていたもので、へその緒だ

とかを畑の近くで人が歩いて踏まれないところに埋めるとかといった事は教えてましたね。

### 助産婦

昔は助産婦が何人もいたんですよ。それまでは助産婦どうしの会なんてなかったの。だからお産のたびにいただくお金もバラバラだったのね。札幌なんかではきちんと助産婦会をつくって、料金を決めたりしていたので、利尻でも助産婦会をつくらうということになったの。それで、島じゅうの助産婦さんが集まって助産婦会をつくったんです。

特に会の規則とか決めたものはなかったんです。その会のとりまとめ役は先輩で経験豊富な篤泊の道心さんとか、鬼脇の左達さんをお願いして、一年に一回ほど集まるとは親睦をかねて交流をしたものです。その時には若い助産婦さんから年輩の助産婦さんにいろんな質問出たりして、たくさんのお話を教わったも

のです。  
今は母子センターとか産婦人科ができて、ほとんどみんなそこで産むので、昔みたいな助産婦はいなくなっ

まいましたね。  
探訪 西谷榮治(利尻町立博物館学芸員) 一九九五年十二月六日探訪。



利尻助産婦会記念撮影 昭和33年7月



# 消防だよりNo.113

「普通救命講習会」の申込みは 消防署（☎四局二一九番）仙法志分遣所（☎五局二一九番）へ



## 新年防火の集い開催

1月22日に仙法志で、23日に沓形で防火の集いが開催され、158名が参加防火映画を見て無火災を誓いました。

いじめっこはいないか～!!  
火遊びする子はいないか～!!

2/2 沓形保育所幼年消防クラブのちびっ子が、火遊び鬼といじめっこ鬼を退治。泣いてしまう子もいましたが、最後はみんなで「鬼はそと!!」



1/22 仙法志婦人防火クラブ



1/23 沓形婦人防火クラブ



1/25 政治自治会館で

## 仙法志各地区で救命講習会

外傷や疾病により、傷病者が突然に意識障害、呼吸停止や、大出血により生命の危険に陥ったとき、救命するための技術を身に付ける「普通救命講習会」が、利尻町消防団第4・5分団員と地域住民が参加して実施され、76名の方が受講しました。



1/28 久連自治会館で



1/27 仙法志分遣所で

1月の火災・救急出動件数 火災0件 救急8件





お誕生おめでとう

うぐいす

いつまでも

お幸せに

## 戸籍の

## うぐいす

自1月1日  
至1月31日

### ◎出生

船住 所氏名 保護者  
1/8 仙本町 中野 正太 太史  
1/8 政 泊 石橋 莉恵 円彦  
1/26 泉 町 斉藤 義徳  
1/28 富 野 品川 華菜 正彦

### ◎婚姻

船住 所氏名  
1/18 元村 阿部 邦博  
入井 澄子

### ◎死亡

船住 所氏名 年齢  
1/5 神居 大津 笑子 60歳



おくやみ

申し上げます

## 利尻島国保中央病院

### 婦人科診療のお知らせ(予定)

(期間)

- (1) 三月 四日、六日(三日間)
- (2) 三月二十五日、二十七日(二日間)

(医師)

- (1) 札幌医大産婦人科医 医師 遠藤 俊明 先生
  - (2) 〃 〃 医師 山本 裕之 先生
- 受付は、午前中だけです。  
詳しくは、利尻島国保中央病院へ問い合わせ下さい。

発行 利尻町役場

編集 高上観光局と交通係 ☎(四)三三四五番

ご厚情に  
感謝します

この度次の方から愛情銀行  
に金一封が預託されましたの  
で紙上を借りてお礼申し上げます。

ご厚情ありがとうございました

特別養護老人ホーム  
「ほのぼの荘」  
この度次の方からご厚志を  
賜り、厚くお礼申し上げます。

仙法志字政治 瀧澤ミヨエ

### ◎ご厚志

様から、夫 利正様の香典返  
しを廃して  
加藤孝三郎氏叙勲受章祝賀  
会様から、福祉活動費として

長内 豊 様  
五十嵐 時雄 様  
山本 実治 様  
佐藤 正夫 様  
小倉 佐智枝 様  
峨家 勝一 様  
海老名 凌一 様  
民生児童委員協議会 様

(利尻町社会福祉協議会)

## 労働保険年度更新事務説明会

稚内・利尻・利尻富士・礼文・猿払地区

日時 平成八年四月十九日(金)

午後一時三十分～午後三時三十分

場所 稚内市末広四丁目四番二号

稚内建設会館

(〇一六二―三三―五三六四)

稚内労働基準監督署

よせられた善意

この度次の方より寄附があ  
りました。町では善意に感謝  
すると共に、有意義に使用さ  
せていただきたいと存じます。  
ありがとうございました。

指定寄附金

利尻町杓形字日出町

松田 実 様より  
一金 二十万円

## 運転免許証更新時講習会

- 3月13日(水)利尻島開発総合センター
- 優良講習  
午後5時30分より
- 一般講習  
午後6時30分より



※更新手続きをした方でなければ受講できません。  
稚内警察署杓形駐在所 ☎4-2110

印刷 獺園 境